

平成25年 1月30日
(照会先)
事業企画部
部長 北波 孝
記録問題対策部
記録問題対策グループ長
菅野 恵文
(電話直通 03-6892-0754)
経営企画部広報室
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

「気になる年金記録、再確認キャンペーン」が始まります

1. 趣旨

年金記録問題の解決に向けて、これまで、「ねんきん特別便」等をお送りし年金記録の確認をお願いするとともに、紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ作業等を進めてきましたが、未だ多数の持ち主不明の記録が残っています。

手がかりがつかめない記録については、ご本人から心当たりの記憶を申し出いただくことが持ち主の発見につながることから、平成25年1月31日から、「もれ」や「誤り」が気になる記録についてご確認いただくキャンペーンを開始することとしました。

2. キャンペーン内容

- 未統合記録の「ねんきんネット」による検索
「ねんきんネット」から、氏名、生年月日等を入力して、未統合となっている記録の中に一致する記録があるかどうかの検索が可能となりました。
- 年金記録の「もれ」や「誤り」が気になる方への確認の呼びかけ
年金記録のもれが分かりやすいパターンや、簡単に確認できるチェックリストを盛り込んだパンフレット等を用意し、年金事務所や市区町村の国民年金の窓口等に配置し、記録の確認を呼びかけます。
- 生活でお困りの高齢者を対象とした年金記録の発見サポート
現役世代に比べ統合が進んでいない高齢者を対象に、市区町村等の協力を得て、キャンペーンの周知や年金記録の発見を支援する事業を行います。

3. キャンペーンの広報

(1) すべての個人への通知

- 受給者（待機者）、加入者に対して、各種便を通して、個別にキャンペーンの周知を行います。

- ・ 受給者向（年金記録確認のお願い）（平成25年2月～10月）
- ・ 加入者向（定期便）

（平成25年4月～平成26年3月）加入者全員への誕生日発送の定期便（圧着ハガキ）と節目年齢（35歳、45歳）の定期便（封筒への同封）の双方にキャンペーンの案内を盛り込む。

（平成26年4月以降）当分の間、節目年齢の定期便（封筒）にキャンペーンの案内を同封。

（ただし、平成25年度は、支給開始年齢引上げや年金記録の整備の状況に鑑み、58歳については発出せず、平成26年度に59歳に発出する方向で検討中。）

（注1）受給者には、旧法の老齢年金（昭和61年3月31日以前に受給権が発生した老齢年金）を受給している方を除きます。

（注2）待機者については、アクセスキーと住民票コード確認とともに、キャンペーンの案内を内容とするお知らせを平成25年8月に発出予定。

(2) 市区町村との連携

- 生活にお困りの高齢者に対して、市区町村の協力を得て、生活保護等の相談窓口において、個別に年金記録の発見支援を行うとともに、社会福祉協議会等を通じて、パンフレットの配布を行う予定です。

(3) ネットを通じた広報

- 日本年金機構ホームページに、キャンペーンに関する情報を掲載しました。
- 自宅で、年金記録の確認が容易にできるよう、①自分の年金記録から「もれ」や「誤り」を探すための方法（チェックリスト）、②「ねんきんネット」での未統合記録の検索の仕方について、ホームページ上で情報提供するとともに、解説ビデオを作成し、YouTubeで提供します。

(4) メディア等を通じた広報

- 未統合記録の分析結果等を基に、「年金記録確認のポイント」のパンフレットをまとめ、各種メディアに提供します。
- 政府広報
 - ・ 新聞広告
 - ・ 政府インターネットTV 等

(5) 関係機関を通じた広報等（年金局と協働）

- 年金事務所のほか、市区町村、全国社会保険労務士会連合会、年金委員を通じて、PRを図ります。
※ポスターの配付、市区町村広報掲載依頼等
- 事業主に対して、納入告知書同封パンフレットを通じて、キャンペーンの周知を要請しました。
- 関係団体に対して、ホームページや会員向け機関紙でのキャンペーンの紹介を要請しました。
- その他、地域での広報活動や年金月間等のPR活動の中でもキャンペーンのPRを図る予定です。

※詳しくは、[「気になる年金記録、再確認キャンペーン」について](#)をご覧ください。